

輸出先国制限の公表 抜粋

○農林水産省告示第千四百八十八号

種苗法（平成十年法律第八十二号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和六年七月三十一日

農林水産大臣 坂本 哲志

2 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定国	輸出する行為を制限する旨
第30344号 令和6年7月31日	Chrysanthemum L.	Baekgang	Rural Development Administration 300, Nongsaengmyeong-ro, Deokjin-gu, Jeonju-si, Jeollabuk-do 54875, Republic of Korea	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。

第30350号 令和6年7月31日	〃	DEKMYLO	Dekker Breeding B.V. Julianaweg 6a, 1711RP Hensbroek, The Netherlands	〃	〃
第30367号 令和6年7月31日	〃	みなみ の ^{ひかり} 光	愛知みなみ農業協同組合 愛知県田原市古田町岡ノ 越6番地4 愛知県経済農業協同組合 連合会 愛知県名古屋市中区錦三 丁目3番8号	〃	〃